

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を、次のとおり公表する。

令和2年2月5日

山形市監査委員	玉田芳和
同	村山秀幸
同	渡辺元
同	中野信吾

### 1 監査のテーマ

補助金等の交付事務について

### 2 監査の対象

次のいずれにも該当する補助金等を対象とする。

- (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則第2条第1号に規定する、補助金等（補助金、助成金、奨励金及び利子補給金等法令上支出義務を負わず、相当の反対給付を受けないで、この市が交付する給付金）に該当するもの
- (2) 歳出予算「8節報償費」及び「19節負担金補助及び交付金」から支出される補助金等
- (3) 市単独で実施しているもの
- (4) 令和元年度以降も引続き交付を予定しているもの

※特別会計及び公営企業会計においては、上記に準じた要件の補助金等を対象とする。

### 3 監査の期間

令和元年6月から令和2年1月まで

### 4 監査の方法

監査の対象となる補助金等について、調査票による照会、関係書類等の調査及び関係職員からの聞き取り等により実施した。

### 5 監査の結果

別冊報告書のとおり

令和元年度

行政監査報告書

「補助金等の交付事務について」

山形市監査委員

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施した結果は、次のとおりである。

令和2年2月4日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺		元
同	中	野	信	吾

## 目 次

第1	行政監査について	1
第2	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査の期間	2
5	監査の実施方法	2
6	監査の着眼点	2
	予備監査対象の補助金等一覧	3
第3	監査の意見	5
第4	監査の結果	8
1	補助金等の交付目的や補助の基準は明確にされているか（着眼点1）	8
(1)	交付決定額算出の際の端数処理について規定がないもの	8
(2)	補助対象経費が明確でないもの	8
(3)	条例には交付対象事業として規定されているが、交付規程には該当する交付対象事業として規定されていないもの	8
2	交付申請や実績報告に係る事務処理は適切に行われているか（着眼点2）	9
(1)	財務会計の手引に沿った事務が行われていないもの	9
(2)	各課等が定めた交付規則等の手続に沿って事務が行われていないもの	11
(3)	交付決定日より前に事業を着工しているもの	11
(4)	支出決定伺の決裁日より前に支出命令書の決裁が行われているもの	12
(5)	市補助金の執行に係る消費税等仕入控除税額の取扱いについて（平成30年3月14日付 財政課長通知）、適正に事務手続が行われていないもの	12
(6)	団体に対する支払い方法等が不適切であるもの	13
(7)	支出先に検討を要するもの	13
(8)	実績報告書が、事業終了後速やかに提出されていないもの	13
(9)	負担金補助及び交付金としての支出について検討が必要なもの	14
3	補助金等の使途について適切に審査されているか（着眼点3）	15

(1) 交付要綱で定められた期限内に実績報告書が提出されていないもの、または 期限内の提出であるか確認できないもの .....	1 5
(2) 実績報告書に補助対象外経費が含まれているもの .....	1 5
(3) 具体的な使途が確認できないもの .....	1 5
(4) 大会参加の実績について確認していないもの .....	1 6
4 補助事業者等に対する調査は適切に行われているか（着眼点4） .....	1 7
(1) 交付要綱等に、補助事業等により取得した財産について、財産処分の制限の 規定がなく補助事業者等に対して財産に関する管理等について指導をしていな いもの .....	1 7
(2) 補助事業者等に対して、事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証 拠書類の整理保管について、指導をしていないもの .....	1 7
5 補助金等の必要性や有効性について検証を行い、随時見直しが行われているか （着眼点5） .....	1 8
(1) 補助金等の見直しについて検討が必要なもの .....	1 8
第5 予備調査の結果 .....	1 9
(1) 根拠法令等の別 .....	1 9
(2) 補助金等の種別 .....	2 0
(3) 支払方法 .....	2 0
(4) 概算払の支払回数 .....	2 1
(5) 補助金等の態様 .....	2 1
(6) 消費税納税義務の有無 .....	2 1
(7) 歳出節 .....	2 2
(8) 補助金等の開始時期 .....	2 2
(9) 予算額・決算額 .....	2 2
(10) 実績報告の検証方法 .....	2 3
(11) 補助等の効果 .....	2 3
(12) 見直しの状況（平成28年度以降） .....	2 3

## 第1 行政監査について

行政監査は、特定の事務事業について、その能率性、効率性及び合理性（地方自治法第2条第14項及び第15項）並びに適法性（地方自治法施行令第140条の6）に主眼を置き、公正で効率的な行政運営を確保するために実施するものである。

本市では毎年度1テーマを選定し、定例監査とは別に、独立した形で実施している。

## 第2 監査の概要

### 1 監査のテーマ

補助金等の交付事務について

### 2 監査の目的

地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができると規定されている。

山形市では、平成30年度普通会計歳出決算額における補助費等（性質別経費）の割合が約1割を占めている状況にあり、様々な分野で補助金等が交付されているところである。

しかしながら、定例監査においては、補助金等の交付事務について、補助対象事業や対象経費が明確でないものなどが散見されるとともに、補助金等を毎年度交付しているにもかかわらず、交付規程がないものなど改善すべき課題が少なからず見受けられるところである。

このようなことから、補助金等に着目して実態を把握し、補助金等の今後の交付事務の適正な執行に資することを目的とする。

### 3 監査の対象

次のいずれにも該当する補助金等を対象とする。

- (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則第2条第1号に規定する、補助金等（補助金、助成金、奨励金及び利子補給金等法令上支出義務を負わず、相当の反対給付を受けな  
いで、この市が交付する給付金）に該当するもの
- (2) 歳出予算「8節報償費」及び「19節負担金補助及び交付金」から支出される補助金  
等
- (3) 市単独で実施しているもの

(4) 令和元年度以降も引続き交付を予定しているもの

※特別会計及び公営企業会計においては、上記に準じた要件の補助金等を対象とする。

#### 4 監査の期間

令和元年6月から令和2年1月まで

#### 5 監査の実施方法

監査の対象となる補助金等の交付について調査把握するため、予備調査として、小中学校を除く各課等に対して調査票による照会を行った結果、16部等の42課等から、238件の回答があった。全回答件数の15%程度を目処とし、各部毎の回答件数や補助金等の種別、令和元年度の定例監査の有無等を勘案して40件を抽出し、関係書類等に基づき監査（予備監査）するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

#### 6 監査の着眼点

- (1) 補助金等の交付目的や補助の基準は明確にされているか。
- (2) 交付申請や実績報告に係る事務処理は適切に行われているか。
- (3) 補助金等の用途について適切に審査されているか。
- (4) 補助事業者等に対する調査は適切に行われているか。
- (5) 補助金等の必要性や有効性について検証を行い、随時見直しが行われているか。

予備監査対象の補助金等一覧

No.	部名	課等名	補助金等名
1	総務部	職員課	山形市職員厚生会補助金
2	総務部	広報課	山形市地域集会所建築等事業補助金
3	総務部	防災対策課	山形市自主防災組織活動支援報償金
4	財政部	管財課	吉原地区公益事業費補助金
5	企画調整部	企画調整課	平成30年度山形市移住給付金
6	企画調整部	企画調整課	山形市市民活動支援基金公開プレゼンテーションによる補助金
7	企画調整部	企画調整課	山形市市民活動支援基金団体希望寄附に係る補助金
8	市民生活部	市民課	山形市暴力のない明るい社会をつくる協議会補助金
9	健康医療部	保健総務課	山形市歯科医師会休日救急歯科診療所運営費補助金
10	健康医療部	生活衛生課	水道未給水区域給水施設運営費補助金
11	環境部	環境課	太陽光発電・地中熱利用空調設備導入事業費補助金
12	環境部	廃棄物指導課	ごみ集積所設置費等補助金
13	福祉推進部	長寿支援課	山形市高齢者外出支援事業費補助金
14	福祉推進部	長寿支援課	山形市運転免許証自主返納者タクシー券交付事業
15	福祉推進部	障がい福祉課	山形市身体障害者福祉協会運営費補助金
16	こども未来部	保育育成課	山形市児童健全育成クラブ連絡会補助金
17	こども未来部	保育育成課	山形市私立幼稚園教職員研修費等補助金
18	商工観光部	山形ブランド推進課	商店街活性化促進事業費補助金
19	商工観光部	山形ブランド推進課	中心市街地賑わい創出支援事業費補助金(スプリングフェスティバル)
20	商工観光部	山形ブランド推進課	伝統的工芸産業後継者育成助成金
21	商工観光部	観光戦略課	蔵王通年観光推進事業費補助金
22	商工観光部	観光戦略課	初市開催費補助金
23	商工観光部	観光戦略課	山形市観光協会補助金
24	農林部	農政課	山形市農業後継者研修事業費補助金



25	農林部	農政課	農業後継者及び認定農業者育成支援事業貸付金利子補給補助金
26	農林部	農政課	農地集約推進活動支援報償金
27	農林部	農政課	農業機械導入支援事業費補助金
28	農林部	農村整備課	山形猟友会運営費補助金
29	農林部	森林整備課	山形森林総合センター運営費補助金
30	農林部	森林整備課	山形市産材利用拡大促進事業費補助金
31	まちづくり政策部	建築指導課	住宅リフォーム総合支援事業費補助金（市補助）
32	まちづくり政策部	管理住宅課	山形市市街化区域空き家除去補助事業補助金
33	消防本部	総務課	消防団員研修報償費
34	上下水道部	給排水課	鉛製給水管布設替工事助成金
35	済生館	管理課	山形市立病院済生館保育所運営助成金
36	教育委員会	学校教育課	文化活動全国大会等出場奨励費
37	教育委員会	学校教育課	山形市学校法人等補助金
38	教育委員会	社会教育青少年課	無形民俗文化財後継者育成費補助金（豊烈打毬保存会）
39	教育委員会	社会教育青少年課	山形市青少年育成市民会議運営費補助金
40	教育委員会	スポーツ保健課	山形県スポーツ振興21世紀協会事業費補助金

### 第3 監査の意見

今回の行政監査は、山形市補助金等の適正化に関する規則第2条第1号に規定する、補助金等（補助金、助成金、奨励金及び利子補給金等法令上支出義務を負わず、相当の反対給付を受けないで、この市が交付する給付金）に該当し、市単独で実施している事業について、改善すべき課題を明らかにし、補助金等の今後の交付事務の適正な執行に資することを目的として実施したところである。

着眼点ごとの意見は下記のとおりである。

#### ○着眼点1 補助金等の交付目的や補助の基準は明確にされているか

監査対象の補助金等には、補助対象経費が明確でないものや、条例には補助対象事業として規定されているが交付規程には補助対象事業として規定されていないものがあった。地方自治法第232条の2において、地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄附又は補助することができることと規定されていることに鑑み、公益性のある経費に対する補助であることが明らかとなるよう、補助対象経費を明確にするとともに、根拠条文を再確認し、必要に応じて規程の改正を行われたい。

#### ○着眼点2 交付申請や実績報告に係る事務は適切に行われているか

補助金等の交付事務手続は、財務会計の手引に記載されており、その内容は、随時見直され改正が行われている。しかしながら、改正前の交付決定通知書の様式を使用しているものが散見されるなど、内容を確認せずに事務を執行していることが要因であると思われる事例が多数見受けられる状況であった。普段から、財務会計の手引を確認し、適正な事務執行に努められたい。また、消費税等仕入控除税額の取扱いについては、各課における理解が不十分なところもあり、通知に従った対応となっていない状況も見受けられたところである。実態に即した効率的な事務執行の観点も踏まえ、消費税等仕入控除税額の取扱いの通知の運用について再検討するとともに、消費税等仕入控除税額の取扱いについて、改めて全職員に周知徹底し、適正な運用を図られたい。

#### ○着眼点3 補助金等の使途について適切に審査されているか

実績報告書の提出は、補助対象事業が、補助目的を達成しているか確認をするために求めているものである。実績報告書の提出期限が、補助要綱に、「(補助事業完了の日)から(20日)を経過する日又は平成31年3月29日のいずれか早い日」等と規定されているにもかかわらず期限が遵守されていないものが見受けられた。これは、要綱で規定された内容が、実態に即していないものがあったことが要因として考えられるものである。要

綱の規定は、補助内容の実態に即したものとし、適切に見直しを行われたい。

#### ○着眼点 4 補助事業者等に対する調査は適切に行われているか

山形市補助金等の適正化に関する規則第18条では「財産処分の制限」に関して規定されているが、財産形成に係る補助金等であるにもかかわらず、交付要綱等に、補助事業等により取得した不動産及びその従物等について、補助金等の目的に反する使用や譲渡等について制限をする規定がなく、また、補助事業者等に対して、取得した財産の管理等について指導を行っていないものがあつた。公的な補助等を受けて取得した財産は、補助事業が完了した後も善良なる注意をもって、適切に管理し、補助金の交付目的に沿った取扱いとなっているか確認を行う必要がある。そのためには、交付要綱、交付規程等に財産の取扱いについて規定するとともに、その内容について補助事業者等に指導するよう、改められたい。

#### ○着眼点 5 補助金等の必要性や有効性について検証を行い、随時見直しが行われているか

予備調査の結果では、補助金等の開始時期に関して、昭和63年度以前のもの及び不明なものが合計91件(38.2%)で、長期間にわたって交付している割合が高い状況にある。また、平成28年度以降の見直しの状況については、要綱の改正や補助対象経費の見直し等、または補助内容の検討をしていると回答したものは45件(18.9%)であつた。

補助金の見直しに関する全庁的な取組としては、仕事の検証システムによる見直しや予算編成及び予算執行管理における見直しが行われている状況にあるが、予備監査の結果では、補助対象経費が不明瞭なものや事業の有効性について客観的な検証が必要であると思われる事例も見受けられた。

また、関連事項となるが、予備調査の結果では、補助金交付の根拠として、「内規・無(決裁を含む)」に区分されるものが121件(50.8%)となっており、依然として高い割合となっている。

財務会計の手引において、決裁によることができるのは「特定の者に1回限り実施するとき」との要件を定めているところであるが、この要件に合致しないにもかかわらず適合させているものも多い。手引の規定に則り、補助要綱等をしっかり定めた上で交付事務を行うことが、補助金の有効性の検証や見直しにも結び付くものと考えられる。

今回の行政監査では、従来から19節の負担金補助及び交付金と8節の報償費について、区分があいまいな点が見受けられるため、報償費も対象として監査を行った。報償費は、一般的に役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償であり、提供された役務に対する反対給付あるいは感謝の意を表すものであるから、地方公共団体が公益上必要と認めた場合に、反対給付を求めずに給付する補助金等とは性格を異にするものである。その観点から、改めて検証したところ、報償費で支出しているが、負担金補助及び交付金としての支出が適正であると考えられる事例があった。交付基準における算定の考え方や支出目的等を勘案し、19節の負担金補助及び交付金としての支出が適正であると考えられる奨励費については、歳出科目について、改めて検討されたい。

なお、財務会計の手引には、補助金等と異なり、報償費の支出について、起案文に記載する事項や、交付事務手続等については記述がない。しかしながら、公金としてその取扱いには十分留意する必要がある、特に団体等の活動に報償費を交付する場合は、交付要領等を定め、その取扱いや用途について明確にするよう、望むものである。

また、今回対象とした補助金等は、冒頭述べたように、法令上支出義務を負わず、反対給付を受けないで市が交付する給付金である。その内容は公益に資するものであることが前提となるが、多くは、市の行政だけでは目が届きにくくカバーできない市民生活に密着した部分や、各種事業の円滑な実施に資することを主な目的としている。

一方、その交付先は、不特定多数の者を対象としているものの他、特定の者に対する支援となっているものも多い。

したがって、その交付にあたっては、交付目的及び内容、さらには用途等を明確にした事務手続きなど、市民全体に対する説明責任をしっかりと果たした上で実施されるべきものである。

今後とも、市勢の発展と市民生活の向上を図る上で、補助金等の果たす役割や効果には大きいものがあると思われる。市民の方々の力をよりきめ細やかな行政に反映し、ひいては山形市発展計画の実現を目指すうえでも、補助金等の事業執行については、市民に対する説明責任と、適正な事務執行に留意され取り組まれることを望むものである。

なお、着眼点ごとの監査の結果については、以下のとおりである。

## 第4 監査の結果

抽出した40件について、着眼点ごとの監査の結果は次のとおりである。

### 1 補助金等の交付目的や補助の基準は明確にされているか（着眼点1）

#### (1) 交付決定額算出の際の端数処理について規定がないもの

No.	補助金等名	所管部課等名
2	山形市地域集会所建築等事業補助金	総務部広報課

当該補助金の規則には、補助金算出の際の端数処理の規定がなく、起案文書への記載により、千円未満を切捨てして交付決定していたものである。補助対象経費や補助率のほか、補助金の端数処理についても規定するよう、改められたい。

#### (2) 補助対象経費が明確でないもの

No.	補助金等名	所管部課等名
24	山形市農業後継者研修事業費補助金	農林部農政課

補助対象経費は、団体が実施する研修費であるが、交付申請書に添付された予算書には、支出の内訳として実施予定の3つの事業について各々の総額が記載されているのみであった。公益性のある経費に対する補助であることが明らかとなるよう、補助対象経費をより明確にするよう改められたい。

#### (3) 条例には交付対象事業として規定されているが、交付規程には該当する交付対象事業として規定されていないもの

No.	補助金等名	所管部課等名
38	無形民俗文化財後継者育成費補助金（豊烈打毬保存会）	教育委員会社会教育青少年課

山形県指定無形民俗文化財は、条例には交付対象事業として規定されているが、交付規程には交付対象事業として規定されていなかったものである。補助金の交付決定の際は、根拠条文を確認のうえ、適正に事務を執行されたい。

## 2 交付申請や実績報告に係る事務処理は適切に行われているか（着眼点2）

### (1) 財務会計の手引に沿った事務が行われていないもの

#### ア 交付決定伺に記載することとなっている事項が記載されていないもの

No.	補助金等名	所管部課等名
4	吉原地区公益事業費補助金	財政部管財課
5	平成30年度山形市移住給付金	企画調整部企画調整課
13	山形市高齢者外出支援事業費補助金	福祉推進部長寿支援課
15	山形市身体障害者福祉協会運営費補助金	福祉推進部障がい福祉課
16	山形市児童健全育成クラブ連絡会補助金	こども未来部保育育成課
19	中心市街地賑わい創出支援事業費補助金（スプリングフェスティバル）	商工観光部山形ブランド推進課
21	蔵王通年観光推進事業費補助金	商工観光部観光戦略課
22	初市開催費補助金	商工観光部観光戦略課
23	山形市観光協会補助金	商工観光部観光戦略課
24	山形市農業後継者研修事業費補助金	農林部農政課
25	農業後継者及び認定農業者育成支援事業貸付金利子補給補助金	農林部農政課
38	無形民俗文化財後継者育成費補助金（豊烈打毬保存会）	教育委員会社会教育青少年課
39	山形市青少年育成市民会議運営費補助金	教育委員会社会教育青少年課
40	山形県スポーツ振興21世紀協会事業費補助金	教育委員会スポーツ保健課

主な具体的内容は以下のとおりである。

交付決定伺には、補助金等の名称の他、補助目的及び交付理由を記載し、補助対象事業及び補助対象経費が明確でない場合は、起案文書への記載又は別紙詳細を添付することとなっているが、記載等が漏れているものがあった。起案文書への記載漏れ等のないよう十分留意されたい。

イ 交付決定通知書に交付条件を適切に記載せず、一部分のみの記載としていたもの

No.	補助金等名	所管部課等名
1	山形市職員厚生会補助金	総務部職員課
8	山形市暴力のない明るい社会をつくる協議会補助金	市民生活部市民課
20	伝統的工芸産業後継者育成助成金	商工観光部山形ブランド推進課
21	蔵王通年観光推進事業費補助金	商工観光部観光戦略課
22	初市開催費補助金	商工観光部観光戦略課
24	山形市農業後継者研修事業費補助金	農林部農政課
28	山形猟友会運営費補助金	農林部農村整備課
29	山形森林総合センター運営費補助金	農林部森林整備課
30	山形市産材利用拡大促進事業費補助金	農林部森林整備課

交付決定通知の様式について、改正前の様式を使用しているものがあつた。財務会計の手引は随時見直され改正が行われているため、普段から、財務会計の手引を確認し、適正な事務執行に努められたい。

ウ 額の確定通知書に記載することとなっている事項（補助金等の交付請求方法または返納期限）の記載がないもの

No.	補助金等名	所管部課等名
2	山形市地域集会所建築等事業補助金	総務部広報課
10	水道未給水区域給水施設運営費補助金	健康医療部生活衛生課
30	山形市産材利用拡大促進事業費補助金	農林部森林整備課
35	山形市立病院済生館保育所運営助成金	済生館管理課

No.2 山形市地域集会所建築等事業補助金及びNo.10 水道未給水区域給水施設運営費補助金並びにNo.30 山形市産材利用拡大促進事業費補助金は、補助金等の交付請求方法の指示がないものがあつた。また、No.35 山形市立済生館保育所運営助成金は、補助金等の返納期限の記載がなかつたものである。いずれも、財務会計の手引には記載事項として記述されているため、上記イと同様、普段から、財務会計の手引を確認し、適正な事務執行に努められたい。

## (2) 各課等が定めた交付規則等の手続に沿って事務が行われていないもの

### ア 交付要綱等に規定している書類が提出されていないもの

No.	補助金等名	所管部課等名
2	山形市地域集会所建築等事業補助金	総務部広報課
17	山形市私立幼稚園教職員研修費等補助金	こども未来部保育育成課

No.2 山形市地域集会所建築等事業補助金においては、交付申請時に添付することとなっている工事内容を表す図面が添付されていないものがあつた。また、No.17 山形市私立幼稚園教職員研修費等補助金においては、消費税等仕入控除税額報告書が提出されていなかったものである。各交付要綱等で定められた規定を遵守するよう改められたい。

### イ 補助金の交付決定取消に係る起案文書に、要綱の適用条項を誤って記載しているもの

No.	補助金等名	所管部課等名
30	山形市産材利用拡大促進事業費補助金	農林部森林整備課

事業計画を中止したものについて、承認の決定伺に、交付決定取消理由の適用条項を誤って記載していたものがあつた。起案文書を作成する際は、記載内容が適正であるか十分に確認されたい。

## (3) 交付決定日より前に事業を着工しているもの

No.	補助金等名	所管部課等名
2	山形市地域集会所建築等事業補助金	総務部広報課

当該補助金の規則では交付申請書の提出期限を、市長が別に定める日までと規定しており、補助対象団体には、事業の着工前の提出を求めているところであるが、起案文書の交付決定の決裁日が補助対象事業の着工日の後となっていたものがあつた。市長が別に定める日を明確にし、補助対象団体に周知するとともに、事業の着工が補助金の交付決定より早く行われることのないよう、留意されたい。



(4) 支出決定伺の決裁日より前に支出命令書の決裁が行われているもの

No.	補助金等名	所管部課等名
36	文化活動全国大会等出場奨励費	教育委員会学校教育課

支出命令書の決裁は、支出決定伺の決裁後に執行されるものであるが、支出決定伺の決裁日より前に支出命令書の決裁が行われているものがあつた。意思決定の手続きは適正に行われたい。

(5) 市補助金の執行に係る消費税等仕入控除税額の取扱いについて（平成30年3月14日付 財政課長通知）、適正に事務手続が行われていないもの

No.	補助金等名	所管部課等名
20	伝統的工芸産業後継者育成助成金	商工観光部山形ブランド推進課
21	蔵王通年観光推進事業費補助金	商工観光部観光戦略課
22	初市開催費補助金	商工観光部観光戦略課
23	山形市観光協会補助金	商工観光部観光戦略課
29	山形森林総合センター運営費補助金	農林部森林整備課
37	山形市学校法人等補助金	教育委員会学校教育課
40	山形県スポーツ振興21世紀協会事業費補助金	教育委員会スポーツ保健課

市補助金の執行に係る消費税等仕入控除税額の取扱いについて（平成30年3月14日付 財政課長通知）において、補助対象経費に消費税等仕入控除税額が含まれる場合、消費税等仕入控除税額を補助金額から減額又は市へ返還させる旨記載している。同時に、消費税の納税義務者となる可能性がある個人事業者又は法人が補助事業者等に含まれる場合、補助金交付規程や要綱等に消費税等仕入控除税額を補助金額から減額又は市へ返還させる取扱いについて規定することとしている。また、特定のものに1回限り交付を行う場合は決裁による対応を認めているため、その場合は決裁文書や交付決定通知書にその取扱いについて記載することとしているが、その取扱いについて、交付規程等（特定のものに1回限り交付を行う場合には決裁文書等）に記載がなかったものである。

本通知については、各課における理解が不十分なところもあり、通知に従った対応となっていない状況も見受けられた。実態に即した効率的な事務執行の観点も踏まえ、消費税等仕入控除税額の取扱いの通知の運用について再検討するとともに、消費税等仕入控除税額の取

扱いについて、改めて全職員に周知徹底し、適正な運用を図られたい。

**(6) 団体に対する支払い方法等が不適切であるもの**

No.	補助金等名	所管部課等名
6	山形市市民活動支援基金公開プレゼンテーションによる補助金	企画調整部企画調整課
33	消防団員研修報償費	消防本部総務課

補助金の交付を受けた団体は、補助金等の管理を常に明確にしておくことが求められるため、補助金等の管理は他と区分し、独立して行うことが必要である。No.6 山形市市民活動支援基金公開プレゼンテーションによる補助金においては、振込口座の名義は団体名義とするよう、改められたい。また、No.33 消防団員研修報償費においては、分団長に直接現金を手渡すという方法で支給している。分団長あての支給通知において、会計管理について金銭出納簿及び預金通帳により適正に処理するよう記載してあるが、支給後に現金が分団の通帳や会計に収入されているのか確認していなかったものである。報償費の支払いは、団体の通帳に口座振替とするよう検討されたい。

**(7) 支出先に検討を要するもの**

No.	補助金等名	所管部課等名
36	文化活動全国大会等出場奨励費	教育委員会学校教育課

奨励費は、市長の権限に属する事務を補助執行している、市立小中学校長等の組織内部の者に支出している状況となっている。出場に係る経費の経理について、直接携わっている団体又は個人は別に存在するものと考えられるため、適切な支出先について検討されたい。

**(8) 実績報告書が、事業終了後速やかに提出されていないもの**

No.	補助金等名	所管部課等名
39	山形市青少年育成市民会議運営費補助金	教育委員会社会教育青少年課

補助対象事業は、3月31日までに事業が終了していたが、実績報告書の提出が7月になっていたものである。実績報告書の提出は、事業終了後速やかにされるよう補助事業者に指導されたい。

(9) 負担金補助及び交付金としての支出について検討が必要なもの

No.	補助金等名	所管部課等名
36	文化活動全国大会等出場奨励費	教育委員会学校教育課

奨励費交付基準においては、人数分の交通費及び宿泊費並びに楽器運搬費を支出対象として算定しており、大会参加に要する経費の一部を補助している性格が強いものもある。また、講演等の謝金や人命救助に対する謝礼のように、役務の提供に対する反対給付あるいは感謝の意を表す意味を持つものでもない。したがって、交付基準における算定の考え方や支出目的等を勘案すると、本質的に報償費と異なっていると考えられるものである。負担金補助及び交付金としての支出について検討されたい。

### 3 補助金等の使途について適切に審査されているか（着眼点3）

- (1) 交付要綱で定められた期限内に実績報告書が提出されていないもの、または期限内の提出であるか確認できないもの

No.	補助金等名	所管部課等名
5	平成30年度山形市移住給付金	企画調整部企画調整課
12	ごみ集積所設置費等補助金	環境部廃棄物指導課
30	山形市産材利用拡大促進事業費補助金	農林部森林整備課

No.5 平成30年度山形市移住給付金及びNo.30 山形市産材利用拡大促進事業費補助金は、交付要綱で実績報告書の提出期限について規定しているが、提出が遅いものがあった。また、No.12 ごみ集積所設置費等補助金は、交付申請書及び実績報告書において、補助対象事業の完了日（完了予定日）の記載がないため、要綱で規定された提出期限が遵守されているか確認できなかったものである。

実績報告書は補助対象事業が交付決定の内容とおりに履行されているかどうか確認を行うものであるから、提出期限内に提出を求め、履行内容の確認をされたい。

- (2) 実績報告書に補助対象外経費が含まれているもの

No.	補助金等名	所管部課等名
17	山形市私立幼稚園教職員研修費等補助金	こども未来部保育育成課

経常的な消耗品は補助対象外とされているが、補助対象経費として含めて報告されていた。補助確定額に影響はなかったが、補助対象経費を再確認し、事務を適正に執行するよう留意されたい。

- (3) 具体的な使途が確認できないもの

No.	補助金等名	所管部課等名
33	消防団員研修報償費	消防本部総務課

実施した研修に対する報償費であるが、研修会の実施状況や、具体的な使途が確認できなかったものである。使途について記録し明確にするよう改められたい。

#### (4) 大会参加の実績について確認していないもの

No.	補助金等名	所管部課等名
36	文化活動全国大会等出場奨励費	教育委員会学校教育課

各種大会・コンクール出場校に対し、交通費及び宿泊費等の一部を交付する奨励費であり、支出額の算定は、基準単価×参加人数等を基礎として定めている。交付は、大会開催以前に行われるものもあり、大会参加人数が変更となれば算出額に影響する可能性があるが、参加人数等の実績について確認を行っていなかったものである。着眼点2(8)(P14)で記述しているとおり、支出目的等を勘案すると、本質的に報償費と異なっていると考えられるため、負担金補助及び交付金としての支出を検討されたい。

なお、補助金として支出した際は、本件の場合、出場前に概算払で交付し、終了後に実績報告書の提出を受ける事務の流れが一般的なものとなる。

#### 4 補助事業者等に対する調査は適切に行われているか（着眼点4）

- (1) 交付要綱等に、補助事業等により取得した財産について、財産処分の制限の規定がなく補助事業者等に対して財産に関する管理等について指導をしていないもの

No.	補助金等名	所管部課等名
2	山形市地域集会所建築等事業補助金	総務部広報課
5	平成30年度山形市移住給付金	企画調整部企画調整課
21	蔵王通年観光推進事業費補助金	商工観光部観光戦略課
30	山形市産材利用拡大促進事業費補助金	農林部森林整備課
31	住宅リフォーム総合支援事業費補助金（市補助）	まちづくり政策部建築指導課
37	山形市学校法人等補助金	教育委員会学校教育課

山形市補助金等の適正化に関する規則第18条には、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した（中略）財産」を、「市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない」と規定していることから、処分制限の対象となる財産の範囲や処分制限期間については、補助要綱や規程等において別途規定することとなる。

しかしながら、処分制限の対象となる財産の範囲、処分制限期間等の規定がなく、公的な補助等を受けて取得した財産の管理は、補助事業が完了した後も善良なる注意をもって適切に行う必要があることについて、補助事業者等に明示していないものがあった。

補助目的を達成するためには、補助金交付後も補助事業者等が補助目的に反する取得財産等の使用譲渡等の処分を行うことを禁止することが必要であることから、財産処分の制限について規定を定め、適切な運用を図ることを検討されたい。

- (2) 補助事業者等に対して、事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類の整理保管について、指導をしていないもの

No.	補助金等名	所管部課等名
38	無形民俗文化財後継者育成費補助金（豊烈打毬保存会）	教育委員会社会教育青少年課

山形市補助金等の適正化に関する規則第19条に規定されている補助事業者等に対する帳簿等の備付の指導を行っていなかったものである。補助金の適正な使途を確保するため、補助事業者等に対する帳簿等の備付について指導されたい。

## 5 補助金等の必要性や有効性について検証を行い、随時見直しが行われているか(着眼点5)

### (1) 補助金等の見直しについて検討が必要なもの

No.	補助金等名	所管部課等名
2 4	山形市農業後継者研修事業費補助金	農林部農政課
1 3	山形市高齢者外出支援事業費補助金	福祉推進部長寿支援課
1 4	山形市運転免許証自主返納者タクシー券交付事業	福祉推進部長寿支援課

補助金等の見直しについては、山形市第5次行財政改革プラン[平成30年2月改定]において、事務事業の執行管理や事業評価など、業務サイクルの中で常に必要性や有効性について検証を行い、必要に応じて廃止、縮小を含めた見直しを行うことで事業効果を高めると記載しており、全庁的な取組みとしては、仕事の検証システムによる見直しや予算編成及び予算執行管理における見直しが行われている状況にある。

No.2 4 山形市農業後継者研修事業費補助金は、団体への補助が長期間にわたっているが、補助対象内容やその範囲についての検証が、依然として不十分であると思われるものである。

No.1 3 山形市高齢者外出支援事業費補助金は、見直しに関して、補助単価等、現行制度内容についての見直しは行われていないが、関連事業として新たなタクシー券交付事業が開始されている。なお、より効率的な補助制度の構築に資するICカード化の議論も含め、公共交通全体としての見直しが課題となっている。

No.1 4 山形市運転免許証自主返納者タクシー券交付事業は、平成30年度からの新規事業である。高齢者に運転免許の自主返納を奨励するという政策的な目的を掲げ、報償費で支出しているが、高齢者の交通手段に対する助成という補助的な目的も併せ持っているものと思われるため、今後の制度のあり方について検討が必要と考えられる。

なお、No.1 3、1 4については、対象となる高齢者人口が増加していく事が見込まれるため、事業の有効性、効率性について客観的な検証が特に必要であると思われることから、実施している事業の効果や市民ニーズを適切に把握したうえで、制度設計を含めた事業の見直しを検討されたい。

## 第5 予備調査の結果

小中学校を除く課等に対して調査票による照会をした結果、回答のあった238件について、調査項目ごとに集計すると、次のとおりである。

なお、表及び文中の割合は、小数点以下第2位を四捨五入し、同第1位までを記載している。表中の割合の合計については、一致しない場合がある。

### (1) 根拠法令等の別

回答項目	件数	割合
条例	14	5.9%
規則	2	0.8%
要綱・要領・規程	101	42.4%
内規・無（決裁を含む）	121	50.8%
合計	238	100.0%

特定の者に1回限り実施するときは、補助金交付要綱等を定めることなく、決裁による交付を認めている（財務会計の手引）ため、これを適用できるものとして、内規・無（決裁を含む）が121件（50.8%）となっており過半数となった。次いで、要綱・要領・規程を根拠としているものが101件（42.4%）だった。

平成12年度に同テーマの行政監査で実施した調査結果では、補助要綱等を定めていないものが89件中63件（70.8%）あった。前回の調査と比較すると、20.0%減少しているが、依然として高い割合を占めている。



## (2) 補助金等の種別

回答項目	件数	割合
団体運営費補助	60	25.2%
事業費補助	130	54.6%
施設整備費補助	6	2.5%
奨励費(金)	25	10.5%
利子補給金	2	0.8%
その他	15	6.3%
合計	238	100.0%

事業費補助が130件(54.6%)、次いで団体運営費補助が60件(25.2%)であり、施設整備費補助は6件(2.5%)、利子補給金は2件(0.8%)だった。なお、その他には、補助金等の名称に「給付金」とあるもの、教育費の負担軽減であるものを含んでいる。

## (3) 支払方法

回答項目	件数	割合
事業完了後払	104	43.2%
概算払	113	46.9%
前金払	14	5.8%
資金前渡	8	3.3%
その他	2	0.8%
合計	241	100.0%

概算払が113件(46.9%)で最も多く、次いで事業完了後払が104件(43.2%)であった。資金前渡は8件(3.3%)あった。なお、その他は報償費の定期払であった。

※複数項目に該当していると回答したものがあつたため、合計は238件を超える。

#### (4) 概算払の支払回数

回答項目	件数	割合
1回	89	78.8%
2回～4回	20	17.7%
5回以上	4	3.5%
合計	113	100.0%

概算払の支払回数は1回が89件（78.8%）で最も多く、5回以上の支払回数も4件（3.5%）あった。

#### (5) 補助金等の態様

回答項目	件数	割合
定額	101	40.7%
定率	45	18.1%
その他	102	41.1%
合計	248	100.0%

「その他」は102件（41.1%）、「定額」は101件（40.7%）となっており、「定率」は45件（18.1%）だった。なお、「その他」には、補助する内容や対象に応じて定額と定率を設定していると回答したものを含んでいる。

※複数項目に該当していると回答したものがあつたため、合計は238件を超える。

#### (6) 消費税納税義務の有無

回答項目	件数	割合
あり	55	22.9%
なし	185	77.1%
合計	240	100.0%

補助等対象事業者等の消費税の納税義務については、「あり」と回答した件数は55件（22.9%）、「なし」と回答した件数は185件（77.1%）であった。

※複数項目に該当していると回答したものがあつたため、合計は238件を超える。

(7) 歳出節

回答項目	件数	割合
8節	28	11.8%
19節	206	86.6%
その他（企業会計）	4	1.7%
合計	238	100.0%

19節で支出しているものが、206件（86.6%）あり、8節は28件（11.8%）であった。なお、その他4件（1.7%）は、企業会計からの回答件数となっている。

(8) 補助金等の開始時期

回答項目	件数	割合
昭和63年度以前	56	23.5%
平成元年度から平成10年度	30	12.6%
平成11年度から平成20年度	46	19.3%
平成21年度から平成25年度	41	17.2%
平成26年度以降	30	12.6%
不明	35	14.7%
合計	238	100.0%

昭和63年度以前に開始しているものは56件（23.5%）と最も多く、次いで平成11年度から平成20年度に開始したものが46件（19.3%）であった。なお、不明と回答した件数は35件（14.7%）あった。

(9) 予算額・決算額

（単位：千円）

回答項目	予算	決算
平成28年度	1,675,597	1,576,681
平成29年度	1,731,112	1,599,405
平成30年度	1,937,175	1,830,621
令和元年度	1,907,556	

(10) 実績報告の検証方法

回答項目	件数	割合
事業実績報告書・決算書等提出された書類審査のみ	192	78.4%
上記に併せ、補助等事業者等に出向き、関係書類や購入物品の確認などの現地調査も実施	33	13.5%
その他	20	8.2%
合計	245	100.0%

書類審査のみは192件（78.4%）であり最も多く、書類審査に併せて現地調査を実施しているものが33件（13.5%）あった。また、その他には補助団体が参加者にアンケートを実施したのも含んでおり、20件（8.2%）であった。

※複数項目に該当していると回答したものがあつたため、合計は238件を超える。

(11) 補助等の効果

回答項目	件数	割合
あり	238	100.0%
なし	0	0%
合計	238	100.0%

すべての補助金等で補助等効果「あり」（100%）と回答した。

(12) 見直しの状況（平成28年度以降）

回答項目	件数	割合
あり	45	18.9%
なし	193	81.1%
合計	238	100.0%

見直し「あり」については、平成28年度以降、要綱等の改正や補助対象経費の見直し、又は補助内容の見直しを検討中と回答したものを含んでいる。見直し「なし」については監査対象年度（平成30年度）の新規事業を含んでいる。